平成２５年（フ）第１８７２号
横浜市緑区鴨居７丁目２番８号
債務者　村松　　紀
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　芳郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月27日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６号
広島県三次市南畑敷町346番地１
債務者　金行　大輔
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　伸哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第１３２号
富山市西長江３丁目７番５―103号　デリカⅡ
債務者　髙畑　広宣
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西山　貞義
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
富山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１１５号
北海道室蘭市母恋北町２丁目13番９号
債務者　久保田悦子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
北海道室蘭市中島町３丁目４番９号
債務者　佐々木　啓
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第２５６号
盛岡市山岸四丁目27番７号　佐々木ハイツ201号
債務者　照井　　護
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第９１６号
仙台市太白区柳生２丁目30番地の14　チサンマンション第５南仙台605
債務者　渡部　美穂
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９１７号
仙台市太白区柳生２丁目30番地の14　チサンマンション第５南仙台605
債務者　渡部　孝正
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６０５号
仙台市若林区沖野６丁目６番８―305号
債務者　伊藤由美子
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３６５号
茨城県笠間市八雲２丁目７番５号
債務者　岩渕　英子
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３７７号
茨城県鉾田市玉田620番地
債務者　藤枝　幸子
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２１９号
茨城県つくばみらい市伊奈東75番地91　イストワールⅡ―201、前住所茨城県常総市本石下4962番地
債務者　中川　紀子
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２２０号
茨城県常総市本石下111番地
債務者　中川　さく
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第３８１号
神奈川県小田原市池上90番地の８　ヴィラ小田原206
債務者　佐々木隆子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４５７号
神奈川県厚木市妻田北４丁目７番43号　スペース松蓮寺201
債務者　鎌田　喜也
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４９５号
神奈川県足柄上郡大井町上大井675番地５　グリーンピュア202号室
債務者　重滿　元和（旧姓釼持）
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４９６号
神奈川県足柄上郡大井町上大井675番地５　グリーンピュア202号室
債務者　重滿なるみ（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部